

平成29年 10月 2日開会

平成29年 10月30日閉会

志太広域事務組合議会

10月定例会会議録

志太広域事務組合議会

平成29年10月志太広域事務組合議会定例会目次

会期及び会期中日程	1
第1日 10月2日(月日)	
1. 出席議員	3
2. 出席説明員	4
3. 職務のため出席した職員	4
4. 議事日程(第1日目)	5
5. 開会	6
6. 開議	6
7. 会議録署名議員の指名	6
8. 諸般の報告	6
9. 会期の決定	6
10. 認第1号 平成28年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算 認定について	
認第2号 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別 会計歳入歳出決算認定について	
第12号議案 志太広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条 例の一部を改正する条例の制定について	
第13号議案 平成26～29年度新斎場建設工事(建築工事)請負 契約の一部を変更する契約の締結について	
(1)提案理由の説明	7
11. 散会	9

第2日 10月30日（月曜日）

1. 出席議員	10
2. 出席説明員	11
3. 職務のため出席した職員	11
4. 議事日程（第2日目）	12
5. 開議	13
6. 一般質問	
ア、石井通春議員	13
イ、杉田源太郎議員	23
7. 認第1号 平成28年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出 決算認定について	
認第2号 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業 特別会計歳入歳出決算認定について	
第12号議案 志太広域事務組合斎場の設置及び管理に関する 条例の一部を改正する条例の制定について	
第13号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負 契約の一部を変更する契約の締結について	
(1) 質疑	30
(2) 討論	34
(3) 採決	34
8. 閉議・閉会	35
付録	
一般質問者及び質問要旨	37
議案質疑者及び質疑要旨	39

平成29年10月志太広域事務組合議会定例会会期及び会期中日程

1. 10月定例会会期10月2日（月）から10月30日（月） 29日間

2. 会期中日程

月 日	曜日	会議種別等の内容
10月2日	月	本会議第1日目 開会・開議・会期決定・議案上程・提案理由説明 ○議会運営協議会（午前9時20分から） ○全員協議会（午前9時40分から） ○全員協議会（本会議終了後） 議案説明
3日	火	休日
4日	水	休日
5日	木	休会（一般質問・質疑通告期限・正午）
6日	金	休会
7日	土	休会
8日	日	休会
9日	月	休会
10日	火	休会
11日	水	休日
12日	木	休日
13日	金	休会
14日	土	休会
15日	日	休会
16日	月	休会
17日	火	休会
18日	水	休日
19日	木	休日
20日	金	休日
21日	土	休会
22日	日	休会
23日	月	休会

24日	火	休会
25日	水	休日
26日	木	休日
27日	金	休日
28日	土	休日
29日	日	休日
30日	月	<p>本会議第2日目</p> <p>一般質問・議案質疑・採決・閉会</p> <p>○議会運営協議会（午前9時20分から）</p> <p>○全員協議会（午前9時40分から）</p> <p>○全員協議会（本会議終了後）</p>

第 1 日 目

1 0 月 2 日 (月曜日)

○出席議員（16人）

1 番	大 石 保 幸	議員	(藤枝市議会議員)
2 番	石 井 通 春	議員	(藤枝市議会議員)
3 番	杉 田 源太郎	議員	(焼津市議会議員)
4 番	池 谷 和 正	議員	(焼津市議会議員)
5 番	萩 原 麻 夫	議員	(藤枝市議会議員)
6 番	小 林 和 彦	議員	(藤枝市議会議員)
7 番	小柳津 健二郎	議員	(焼津市議会議員)
8 番	石 田 善 秋	議員	(焼津市議会議員)
9 番	水 野 明	議員	(藤枝市議会議員)
10 番	天 野 正 孝	議員	(藤枝市議会議員)
11 番	鈴 木 浩 己	議員	(焼津市議会議員)
12 番	松 本 修 藏	議員	(焼津市議会議員)
13 番	植 田 裕 明	議員	(藤枝市議会議員)
14 番	太 田 浩三郎	議員	(焼津市議会議員)
15 番	西 原 明 美	議員	(藤枝市議会議員)
16 番	齋 藤 寛 之	議員	(焼津市議会議員)

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	太 田 信 隆	
事 務 局 長	伊 藤 弘 己	
事 務 局 次 長	平 田 達 行	
消 防 長	増 岡 直 人	
消 防 次 長	山 田 広 幸	

○監 査 委 員 良 知 芳 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	亀 山 勝 弘	(焼津市議会事務局長)
書 記	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局総務担当主幹兼議事担当主幹)
書 記	岡 本 将 行	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	松 永 友 視	(焼津市議会事務局庶務担当主査)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会事務局議事担当主査)

平成29年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第1日目）

日時／平成29年10月2日（月）午後3時00分開議

場所／志太広域事務組合 議場

（藤枝市岡部支所3階）

開会・開議

会議録署名議員の指名

諸般の報告

（1）管理者提出議案の受理について

（2）例月出納検査及び定期監査結果報告の受理について

第1 会期の決定

第2 認第1号 平成28年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

第3 認第2号 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出
決算認定について

第4 第12号議案 志太広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

第5 第13号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更
する契約の締結について

以上4議案一括上程

散会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午後 3 時00分開議

○議長（齋藤寛之議員） 皆様、御苦労さまです。

ただいまから、平成29年10月志太広域事務組合議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

今期定例会の会議録署名議員には、6番 小林和彦議員、9番 水野 明議員を指名いたします。

この際、諸般の報告をいたします。

監査委員から、法令に基づく報告書及び提出書類1件を受理しております。この報告事件一覧及びその写しをお手元に配付しておきましたので、御了承願います。

これで報告を終わります。

受理した報告事件一覧
〔監査委員報告〕

1 志太広域監第7号 平成29年7月分 例月出納検査結果報告書

○議長（齋藤寛之議員） 日程第1. 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から10月30日までの29日間といたしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤寛之議員） 御異議なしと認めます。

したがって、今期定例会の会期は、本日から10月30日までの29日間と決定いたしました。

なお、お諮りします。会期中の日程は、お手元に配付してある日程表のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（齋藤寛之議員） 御異議なしと認めます。

したがって、会期中の日程は、お手元に配付の日程表のとおり、決定いたしました。

○議長（齋藤寛之議員） 日程第2. 認第1号、平成28年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてから日程第5. 第13号議案、平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結についてまでの4議案を一括して議

題といたします。

管理者の提案理由を求めます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） ただいま上程されました認第1号、認第2号及び第12号議案並びに第13号議案の4議案につきまして、一括して提案の理由を御説明申し上げます。

初めに、認第1号及び認第2号でございますが、平成28年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算につきまして、地方自治法第233条第3項の規定により、議会の認定に付すものであります。

認第1号、平成28年度志太広域事務組一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

組合では、ごみやし尿処理を初めとした、2市の住民の皆様のご生活にとって欠くことのできない多くの事業を実施をし、地元の御理解、御協力をいただきながら組合業務の推進を図ってまいりました。

まず、ごみやし尿処理施設の運営におきましては、適時に設備等の整備を実施をし、安全で安定した運転管理に努めてまいりました。

次に、新斎場建設におきましては、メタンガスの湧出という不測の事態が生じ、工事が一時中止となり皆様方には御心配をおかけいたしました。ガス対策の方針に基づく修正設計が完了し、議会などの承認を経て工事が再開をいたしました。

さらに、（仮称）クリーンセンターに係る環境影響評価等、主要事業の着実な推進を図ってきたところであります。

また、消防救急業務につきましては、日夜、市民の生命、財産を守るため、迅速な現場活動を行うとともに、はしご付消防自動車や高度救命処置用資機材等を備えた高機能救急自動車などを更新をし、消防力の強化を図ってまいりました。

申し上げますまでもなく、組合事業の執行におけます主たる財源は、2市の分担金、ひいては、両市の市民の税金であり、常にこのことを認識をし、経費節減を心がけ、効率的な事業の執行に取り組んでまいりました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が49億9,045万5,400円、歳出決算額は48億8,348万355円となり、前年度と比較をいたしますと、歳入は12.5%、歳出は11.9%、そ

れぞれ減となりました。

次に、認第2号、平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出決算認定についてであります。

学校運営においては、学習環境の整備を図り、また、学生の主体的な学びを育むとともに、知識、技術に加え、コミュニケーション能力も含めた看護実践力の強化を図り、関係3病院の連携を密にし、質の高い看護師育成に努めてまいりました。

こうした中、平成28年度の看護師国家試験におきましては、卒業生35人全員が合格をし、平成27年度に続き、2年連続合格率100%という成果を上げるとともに、進路状況におきましても、35人中29人が3病院に就職をし、地域医療に貢献する学校の使命を果たすことができました。

決算の概要につきましては、歳入決算額が1億9,382万7,614円、歳出決算額は1億8,568万1,208円となり、前年度と比較いたしますと、歳入は2.1%、歳出は0.9%、それぞれ減となりました。

以上が、平成28年度一般会計及び看護専門学校事業特別会計の歳入歳出決算の概要であります。

詳細につきましては、平成28年度歳入歳出決算書及び主要施策概要報告書とともに、監査委員の審査意見書も付してありますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、第12号議案、志太広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございますが、来年2月予定の火葬場の供用開始に伴いまして、これまでの志太広域事務組合斎場を志太広域事務組合斎場会館とするとともに、斎場会館を葬祭式場に名称変更をするものであります。

あわせて、これまで斎場会館の区分にあった待合室を火葬場の区分に加え、火葬場の使用料の改定を行おうとするものであります。

次に、第13号議案、平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結についてでございますが、橋本・近藤特定建設工事共同企業体との間に締結した新斎場建設工事（建築工事）について、志太広域事務組合建設工事契約約款第25条第6項の規定により、23億1,850万8,468円の変更請負契約を締結しようとするものであります。

以上、4議案につきまして、一括して提案理由を御説明申し上げましたが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（齋藤寛之議員） 管理者の提案理由の説明は終わりました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午後 3 時10分 散会

第2日目

10月30日（月曜日）

○出席議員（16人）

1番	大石保幸	議員	（藤枝市議会議員）
2番	石井通春	議員	（藤枝市議会議員）
3番	杉田源太郎	議員	（焼津市議会議員）
4番	池谷和正	議員	（焼津市議会議員）
5番	萩原麻夫	議員	（藤枝市議会議員）
6番	小林和彦	議員	（藤枝市議会議員）
7番	小柳津健二郎	議員	（焼津市議会議員）
8番	石田善秋	議員	（焼津市議会議員）
9番	水野明	議員	（藤枝市議会議員）
10番	天野正孝	議員	（藤枝市議会議員）
11番	鈴木浩己	議員	（焼津市議会議員）
12番	松本修藏	議員	（焼津市議会議員）
13番	植田裕明	議員	（藤枝市議会議員）
14番	太田浩三郎	議員	（焼津市議会議員）
15番	西原明美	議員	（藤枝市議会議員）
16番	齋藤寛之	議員	（焼津市議会議員）

○欠席議員（なし）

○出席説明員

管 理 者	中 野 弘 道	(焼津市長)
副 管 理 者	北 村 正 平	(藤枝市長)
中部看護専門学校長	太 田 信 隆	
事 務 局 長	伊 藤 弘 己	
事 務 局 次 長	平 田 達 行	
消 防 長	増 岡 直 人	
消 防 次 長	山 田 広 幸	

○監 査 委 員 良 知 芳 和

○職務のため出席した職員

書 記 長	亀 山 勝 弘	(焼津市議会事務局長)
書 記	種 本 哲 也	(焼津市議会事務局庶務課長)
書 記	片 瀬 能 彰	(焼津市議会事務局総務担当主幹兼議事担当主幹)
書 記	岡 本 将 行	(焼津市議会事務局庶務担当係長)
書 記	松 永 友 視	(焼津市議会議事局庶務担当主査)
書 記	長 井 直 美	(焼津市議会議事局議事担当主査)

平成29年10月志太広域事務組合議会定例会議事日程（第2日目）

日時／平成29年10月30日（月）午前10時00分開議

場所／志太広域事務組合議場

（藤枝市岡部支所 3階）

開議

諸般の報告

第1 一般質問

第2 認第1号 平成28年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定について

認第2号 平成28年度志太広域事務組合看護専門学校事業特別会計歳入歳出
決算認定について

第12号議案 志太広域事務組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正す
る条例の制定について

第13号議案 平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更
する契約の締結について

以上4議案一括上程

（1） 質疑

（2） 採決

閉議・閉会

◎本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

午前10時00分開議

○議長（齋藤寛之議員） 皆様、おはようございます。

ただいまから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

それでは、日程に入ります。

日程第1．一般質問を行います。

これより、順次発言を許します。

まず、2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） おはようございます。日本共産党の石井通春でございます。

きょうは、さきの8月の臨時会で議決されました藤枝、大井川両環境管理センターの新設整備について質問をいたします。

快適な住民生活を送る上で、生し尿と浄化槽汚泥を処理する施設そのものは、どんな自治体においても整備は必要です。でありながら、施設を歓迎する住民はおりませんので、そのはざままで調整する地方自治体の苦労は十分理解をるところです。交渉に当たった当事者からのいろいろな苦労話も、直接私も聞いております。

8月29日の議会では、合わせて216億円という巨額の建設費と運営費を一括上程する債務負担予算でした。このときの提案は、限度枠と期間のみと言ってもいい内容でしかございませんでした。質疑と討論におきまして、こうしたやり方は予算、決算は単年度で議決する財政民主主義の原則に背くものとして私は批判をいたしました。賛成多数で可決されております。

広域議会で議決されました以上、今後、藤枝、焼津両市が負担する予算が発生するわけでございますが、その分担金をどう提示するというのかと。提示額はもとより、両市におけます起債は生じるのか。国からの交付金の状況ですとか、償還年数、充当率など、巨額予算である以上、本来であれば債務負担提示と同時に、こうした内訳もあって当然だと思いますけれども、まず、この点の状況をお聞きいたします。

また、予算案を単年度提示とせず、複数年度一括提示とした理由といたしまして、設計・建設は公共が主体となるが、その発注の際に運転管理を民間に一括発注する手法、

DBO方式にすれば、組合みずから実施する場合よりも経費が94.94%、これは藤枝環境管理センターの場合ですね、大井川環境管理センターの場合は95.19%になるからというのが一括提案の最大の理由でした。

この数値も、8月予算議決後の後全で示すという姿勢そのものも大変疑問に思っておりますが、少数第2位までの数値を示す以上は、当然それを具体的に計算した計算式というものが組合内になされ、住民利益にかなうから一括提示としたものであるというふうに思いますけれども、この数値の算出根拠をお示し願いたい。

そして、両管理センターと地元の方との協議の中で、平成23年度に、10年間、現施設を継続して使用するとした、これは藤枝の場合ですけれども、合意書が取り交わされた際、10年後の平成33年には、現施設ではなくて、新施設を建設することが、このときの延長契約の地元との条件とされまして、そのもとで、さきの臨時会で新設の議案提案となった経緯がございます。

迷惑施設である上、地元の方の意志は最大限尊重しなければならないのは当然でございますけれども、ここでなぜ新設を条件としなければならなかったのかと。インフラストラクチャーですとか長寿命化が言われている中で、瑕疵があれば別なんですけど、10年後、その施設がまだ使えるかどうかの検証すらできないという、この新設を条件とすることは、それにどうしても縛られることになります。

さきの議会では、一日たりとも稼働をとめられないという、こうした筋違いな理由で長寿命化の検証をしないと。事実上、できないということなんですけれども、そういうことで正当化しておりましたが、新環境管理センターにおいても、今後、地元合意が必要となりますけれども、その際は、将来、新設を約束する内容とするか、それとも設備の維持ができる限り、修繕等で市民負担をかけずに進めるものとするのかどうか。この点の確認をお願いしたいと。

最後に、巨額の建設費と運営費の負担を強いられます本事業について、地元住民以外のほかの地域の市民も納税者の立場であるから、当然、関係者に入るわけですが、そうした、ほかの市民の皆様はこの事業についての説明はなされてきたかということについてお尋ねをいたします。

よろしく申し上げます。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 管理者。

(登壇)

○管理者（中野弘道） 石井議員にお答えさせていただきます。

両環境管理センターの新設整備についての1項目め、債務負担について、今後の分担金の提示方法と提示額の算出方法についてでございますが、分担金については、二市に年度ごとの金額を提示して了解を得た上で、8月臨時会に債務負担行為の補正予算を計上しています。

次に、提示額の算出方法についてであります。

今後の分担金につきましては、平成30年度から32年度までの建設費が対象となります。財源は、国の循環型社会形成推進交付金及び地方債の対象となっております。交付金は対象事業費の3分の1で、地方債については、交付金対象事業費のうち、交付金額を除いた額の90%、その他単独事業費に対しては75%の充当率となっており、償還年数は15年以内となっております。

これらの交付金、地方債は組合の歳入となり、建設費のうち二市からの分担金は、建設費からこの交付金、地方債を除いた額となります。

そのほか、運営費として、平成33年度以降15年間分の経費が二市からの分担金となります。

次に、2項目めのDBO方式とみずから実施する場合との比較算出の根拠についてありますが、今回の新環境管理センター整備・運営事業では、DBO方式で事業を進めた場合と組合がみずから実施する従来方式とを比較した場合は、新大井川環境管理センターの場合は95.19%で4.81%、また、新藤枝環境管理センターでは、94.94%で、5.06%の事業費の削減が図られるとした算定結果となっております。

従来方式で実施した場合については、プラントメーカーから参考見積もりを徴し、その見積価格をもとに、市況や他自治体の建設費等を参考に建設費を算出するとともに、現在の施設の光熱水費や薬剤費等のランニングコストと人件費などにより運営費を算出をいたしました。

DBO方式で実施した場合については、安定した運営を基本とした設計・建設の実施や長期運営事業による設備・機器の保守に対する効果的な予防保全による点検補修費の縮減、さらに、燃料費や薬剤費等の縮減が図られた事例を参考に、個々の項目についてチェックし、算出をいたしました。

なお、建設費、点検補修費、維持管理費は、おおむね5%の削減率となりました。

次に、3項目めの地元住民との合意と整備の進め方についてであります。次期の整備の進め方については、必要な時点で二市と連携をし、協議してまいりたいと考えております。

最後に、4項目めの施設の両市民への説明についてでございますが、平成29年3月に策定した一般廃棄物処理基本計画におけるパブリックコメントの実施や平成29年6月から7月にかけて実施をした生活環境影響調査結果の縦覧等で整備についての周知を行ってまいりました。

今後については、広報紙やホームページなどで情報発信を行ってまいります。

以上、石井議員への御答弁とさせていただきます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 財源についてでございますけれども、いわゆる、国からの交付金がある以外のところで、補助裏部分については、地方債によってやられるということで、充当率は90%と75%というようなお答えであったというふうに思います。

それは、組合のもちろん歳入とはなりますけれども、当然、償還していかなければならないものですので、それは、長期的に見れば、毎年必ず両市に負担となる形での分担金ですか、両市にとっては予算の中で歳出という形で計上されていく性質のものかなど。地方債についてですけれども。

だからこそ、私は、単年度での予算上の検証が必要というふうに考えているわけですが、それをもってしても一括計上としたという、組合の予算の一括計上は、DBO方式であるから、単年度ではなくて一括上程したということでございますけれども、ここでお聞きしたいんですが、その一括上程したメリットというのは、DBO方式採用以外、何かあるのかどうかということですが、その点についてはいかがでしょうか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 一括予算の上程のメリットについてでございますけれども、8月の臨時会で上程をさせていただきました補正予算、債務負担行為につきましては、平成30年から平成32年度の設計・建設、それから、平成33年度から平成47年度までの運営を含めたDBO方式による事業契約ということになるために、複数年度にわたり一括

した予算が必要で上程をしたところでございます。

したがいまして、DBO方式を採用するといった以外のメリットとして考えたものではございません。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） そうしますと、DBO方式以外のメリットというものは特にな
いと、一括上程についてですね。ということによろしいですか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） ただいま答弁したとおりでございます。DBO方式にメリッ
トがあるものですから、DBO方式をやるために一括の予算としたということござい
ます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） わかりました。

そうしますと、DBO方式がメリットという、それは当然、組合にとってもいいこと
だというふうに思っておりますけれども、ほかにないことが別にそれが特に問題ではな
くて、ここが本当にメリットになるかどうかと。あえて一括上程したので、そこが本当
にメリットであるかどうかというのは、やはりちょっときちんと検証させていただき
たいというふうに思っております。

今、具体的に約5%、組合の従来方式よりも、この一括によりまして約5%の縮減
ができるという提示がございます。私は、少数第2位まで出していますので、かなり突
き詰めた計算式がなされているのではないかなと思っておりますけれども、その根拠を
お聞きしたのですが、お答えが、縮減が図られるということと、それから、DBO方式
の概要説明みたいなものしかありませんでしたので、ここの、組合として提示していま
すね、94.19というようなところまで掲示しているの、そこがどういうふうな根拠で
この数値まで出してこられたのかということについて確認したいと思います。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 数字の根拠ということでございます。

従来方式とDBO方式、これを比較させていただきまして、その根拠になりますけれども、先に新大井川環境管理センターでございますけれども、事業費、まず従来方式、これにつきまして、設計・建設・運営合わせて約126億円になるという想定をしてございました。DBO方式にいたしますと、約118億円ということで試算をしたわけでございますけれども、これだけで比較をしたということではありませんで、この額に必要な施工監理費やモニタリングの経費を加えてございます。また逆に、財源となります交付金等の額を引きまして計算をしております。

さらに、PFIに準じて実施しているということもございまして、現在価値換算値に直させていただきまして比較をさせていただきます。その結果でございますけれども、従来方式は、まず、73億4,000万円というふうに計算がされます。これは現在価値換算値でございます。DBO方式は約69億9,000万円ということになりまして、そのことから4.81%の減になるというふうに試算をさせていただきます。

あと、新藤枝環境管理センターにつきましては、まず、従来方式が約105億円と見込み、また、DBO方式にすることで全体的に約98億円と。この額に先ほどと同様に、現在価値換算値まで求めますと、従来方式では61億3,000万円、約でございますが、あとDBO方式は58億2,000万円というような試算をいたしまして、5.06%の減になるというふうなことで見込んでございます。

以上でございます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 今回の御説明は、8月議会で後全に出されましたその資料を見ればわかることの説明なんです。議決されました118億円と98億円ということに対して、それぞれそのパーセンテージがどうなのかというものが求められたという説明にすぎない。現在価値換算値とか、こういうところもどういふものなのかと。

それから、冒頭に答弁ありました、ほかの事例を参考とした比較をしたというようなこともありますけれども、では、そのほかの事例とは一体何をもっての事例かというようなところ。見積もりももらったというような話がありますが、どういふ見積もりだったのかというようなところですね。

平成29年3月の新環境管理センターの整備基本計画のところにもこれは触れてあるの

ですが、組合の従来方式とDBOとの経済性の検討というところがここにはありまして、トータルコストをここでも計算したというものが29年3月の整備基本計画の中にも触れてあります。

ここを見ますと、新大井川環境管理センターでは7.46%、藤枝では7.45%のコスト削減が図られるとし、それを業者に提示して参加意向を聞いていると。結果、公設公営では3者、DBOでも3者の参加意欲が確認されたというふうに、ここではこういう記載があるわけですから、当然詳細な計算がされたもとの提示をしないと業者は判断できないので、そういうものは組合にあるはずなんですね。

今、全て説明するのはなかなか大変だと思いますので、それは、今のような後全で配られた資料を見ればわかるような説明ではなくて、そうした市況との比較とは何をもっての市況なのかというようなところで算出されたものなのかということをきちんとやはり議会に示す必要があると思うんですけれども、それは今すぐにお答えしなくても結構ですけれども、今後、議会に出すかどうかと。当然出すべきだと思うんですけれども、その点はいかがですか。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） ただいま御質問がございましたけれども、すぐにお示しできる資料、ございませんので、今後、お示しできる部分につきましては、資料を整理して、後日、提出をしたいというふうに思います。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） わかりました。

では、後日示すということで確認をさせていただきたいと思います。

そして、次の地元住民との合意の進め方についてですが、これも残念ながら、ちょっとお答えになっておりませんで、私の通告は、これまで同様、今後の新しい新環境管理センターの地元合意というのが大分先になるかもしれませんが、今後の合意の中に新設を条件とするものとするのかどうか。それとも、できる限り修繕等で市民負担をかけずに進めるものとするかの今後の進め方についてなんですけど、お答えでは、必要な時点で協議していきたいと考えているというお答えしかございませんでした。

ですので、この施設を建設する上で、地元との合意といったものは最優先させなければいけないのは当然でありますけれども、老朽化して申請しなければいけないというときも当然これは出てくる話ではありますが、新設ありきではなくて、新設しなくても、地元迷惑かけずに施設を維持管理できる場合だって、一方では当然あるはずではないかなというふうに思うのですが、今回は新設といったものが条件とされておりましたので、なかなかそれをひっくり返すのは難しくなってしまうと思います。

今後、地元との協議を進めていく中で、これからスタートすることだと思っておりますけれども、この新設を条件とした同意をとることをしないかどうかということ聞いておりますので、再度、この点をお答え願いたいと思います。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 先ほどの答弁にもありましたけれども、必要な時期にということ考えておりますけれども、今後の施設整備、このことにつきましては、当然ながら、安全で安心な処理を前提に、経済性など諸条件を考慮し、地元住民との合意形成もあわせて、二市と連携して協議してまいりたいというふうに考えております。

そういうことで、新設ありきということではございません。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） わかりました。

経済性の諸条件を考慮し、新設ありきではないかという考えで進められるということですね。この点も確認できたと思います。

一方で、組合の所管というものは、このし尿施設だけではなくて、ほかの迷惑施設も担う立場にある、非常に難しいことに携わっているところかなというふうに思います。

ごみもそうですし、斎場もそうだと思いますけれども、こうしたほかの施設の場合においても、当然、住民との合意が必要となるわけです。

この場合でも、し尿に限った話ではございませんが、組合として同様な取り組みで合意をとっているかどうか。組合としての考え方ですね、し尿に限らず。この点についていかがかということをお尋ねします。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 組合の施設、し尿処理施設のほかに、ごみ処理施設、斎場等々あるわけでございますけれども、これらの新設の更新、これにつきましても先ほどと同じで、二市と連携して地元の皆様と十分に協議をし、御理解・御協力を得た上で事業を進めていくということで考えております。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 余りはっきりいたしませんけれども。地元の理解は当然といたしましても、財政負担が少なく済むものであれば、これは、地元の含めた全体の市民の理解につながるものであるというふうに思いますので、私は何も新設は絶対だめだと言っているわけではございませんで、それをしなくてもインフラストラクチャーが図られるようであれば、それを優先してやっていくべきだということをご指摘させていただきたいというふうに思います。

最後ですね、最後の項目ですけれども、地元住民以外の説明についてですが、パブリックコメントと縦覧といったお答えでなされてきたと。今後、広報などで情報発信をしていくということですが、では、そのパブリックコメントでどれだけの意見が寄せられたかと。特にこの、今、問題としております新設云々に関しますところについて、どうした御意見があったかということを確認したいと思います。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 一般廃棄物処理基本計画のパブリックコメントにつきましては、焼津市、藤枝市、組合で実施をし、藤枝市に6件の意見が寄せられております。意見はいずれもごみ処理に関するもので、施設の新設を含め、生活排水処理に関する意見はございませんでした。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） パブリックコメントというのは件数も少ないのが通例ですので、それが無いこと自体は別に不思議なことではないというふうに私は思っておりますけれども、そのパブリックコメントの一般廃棄物処理基本計画のこの策定についての肝心の両環境管理センターの建設の部分についての記載は、大井川環境管理センターは稼動か

ら17年、藤枝環境管理センターは稼動から21年経過しておりまして、両環境管理センターは、処理能力の上限で運転することもあるため、新たな施設の整備をする必要はありますというだけの記載ですね。一般廃棄物処理基本計画におけます環境管理センターの整備、今後の整備についての記載です。これだけの表記でありますので、市民にとっては、なぜ新設をしなければいけないとか、どれだけのお金がかかりますよというようなことも一切表示が市民向けにはありません。ですが、実際には毎年10億円以上の市民負担を課す事業になるというものですけれども、この点について、こうした事業費がかかるという内容については、市民の合意が得られるというふうに言えるかどうかということなんですけれども、どう考えていらっしゃいますかということです。

○事務局次長（平田達行） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局次長。

○事務局次長（平田達行） 事業費についての市民の合意等でございますけれども、事業費につきましては、8月の臨時会、これで承認をいただいたところでございますので、先ほども答弁させていただいたとおり、今後、広報紙やホームページで情報発信を、事業費のみならず行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 私は、事業費について、地域住民以外の理解が得られているかどうか、合意がされているかということの質問をしたわけなんですけれども、議会で承認いただいたものを、今後、広報に発信していくということで、議決後にこれを知らせていくということは、合意が得られていたかなんていうことに対してのお答えには残念ながらなっていない。

このし尿の事業については、こうした地元合意ですとか予算編成の中身、地元合意の中身もそうですけれども、そして、市民への周知といったところ、私は、当局の説明責任といったものが残念ながらちょっと欠如しているというふうに指摘をせざるを得ないと思います。

きょうの質問で、今後、違うやり方をしていくという一定程度の確認がされましたので、これ以上の質問は行いませんが、そのことを指摘させていただきまして、私の質問とさせていただきます。

○議長（齋藤寛之議員） 次に、3番 杉田源太郎議員。

○3番（杉田源太郎議員） 議長、3番 杉田源太郎。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

（登壇）

○3番（杉田源太郎議員） 日本共産党の杉田源太郎です。通告に従い、一般質問を行います。

今回の質問は、人体火葬後の残骨灰処理、動物の死体火葬について、お伺いをいたします。

数年前から、火葬後の残骨灰処理について報道が多くなってまいりました。斎場で火葬後に残る残骨灰の売却は、横浜市、前橋市など、20以上の自治体があります。残骨灰には、愛用されたいろいろなもの、副葬品やひつぎなどの燃え殻、そのほか金属製の医療器材ほか治療した歯などに金、銀などの有価金属が含まれていることから、それを回収して利益を得る目的から、委託に関して受注競争が激化しているとのこと。これは、一般社団法人全国環境マネジメント協会の発表です。

この東海地区のある市では、年間2万4,000件以上の火葬で出た残骨灰から有価金属を約12キロ回収し、売却益が約1,800万円。志広組では平成28年度約3,000件で、その1割強です。横浜市は、市内に4カ所ある市営斎場で年間約3万件の火葬が行われ、57トンの残骨灰が出ています。2015年度までは斎場ごとに入札で業者を選び、1年契約で埋葬などの処理を委託しています。遺灰である残骨灰を物のように売却、心情的な面から批判的な意見も多く、まだいまだに賛否両論です。志広組でも専門処理業者に異物除去と埋葬を委託しているとの確認をいたしました。

そこで、質問いたします。

- 1、斎場における残骨灰の量、処理方法、処理費用はどのようにされていますか。
- 2、残骨灰に含まれる有価金属回収はされていますか。
- 3、残骨灰処理のあり方について、組合としての考え方はどうでしょうか。
- 4、動物の死体火葬は、平成27年度2,305件、平成28年度2,155件だったわけですが、その火葬方法はどのように、また、火葬後の処理はどのようにされていますか。
- 5、動物の死体火葬費用は、小型犬、大型犬の区別はないが、今後も変わりはありませんか。

また、飼い主のない動物の死体の処理は何件で、その費用、その負担はどうなってい

るのか、お尋ねいたします。

以上、質問といたします。

○管理者（中野弘道） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 管理者。

（登壇）

○管理者（中野弘道） 杉田議員にお答えさせていただきます。

人体火葬後の残骨灰処理、動物の死体火葬についての1項目め、残骨灰の量、処理方法、処理費用についてでございますが、斎場におけます残骨灰の量は、平成28年度の実績で4,465キログラム、お取り扱いについては、組合で埋葬ができる施設を持っていないことから専門業者をお願いをし、残骨とひつぎや副葬品の燃焼灰などのその他の灰に分けた上で、残骨は墓地の許可を取得した埋葬地に納められております。

専門業者とは、年間1円で契約をしておりますが、故人の尊厳や御遺族のお気持ちを考え、丁寧に納めることが可能な埋葬地を確保している専門業者をお願いをしております。

次に、2項目めの残骨灰に含まれる有価金属回収についてでございますが、組合では有価金属の回収は行っておりません。

なお、組合がお願いしている専門業者からは、複数の施設から受け入れを行っているため、施設ごとの回収状況について、把握は難しいと聞いております。

次に、3項目めの残骨灰処理についての組合の考え方についてでございますが、残骨も御遺骨の一部でございますので、その他の灰を取り除き、埋葬地に納めることが故人の尊厳や御遺族のお気持ちに寄り添い、市民感情に適合したものと考えております。

次に、4項目めの動物の死体の火葬方法と火葬後の処理についてであります。斎場では、動物火葬受付後、動物用火葬炉へ運び、火葬をしております。飼い主にとっては家族同様のかけがえのない存在であったことから、受付に焼香台を設置し、丁寧に取り扱いを心がけております。

なお、お骨は、専門業者により埋葬をされているところでございます。

最後に、5項目めの動物の死体の大きさによる火葬費用の区分、飼い主のない動物の死体の処理件数と、その費用負担についてでございますが、動物の死体のお取り扱い方法については、今後も現状の方法で対応することと考えておりますので、大きさを区分することは考えておりません。

なお、飼い主のない動物の死体の火葬件数は、平成28年度の実績で242件であります。このような場合は、火葬場使用料の免除により、お持ちいただいた方の費用負担はありません。

以上、杉田議員への御答弁とさせていただきます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 残骨灰、いわゆる骨の比重なんですけれども、0.5から0.9ぐらいと言われてはいますが、0.5とすると、今、4,465キログラムということですので、ドラム缶、200リッター缶ですと、これで大体100キログラム入るので、0.5とすると、45缶ぐらいのドラム缶がこの残骨灰となると思います。ほかの施設分もあるとなると、許可を取得した埋葬地というふうに、今、御答弁ありましたけれども、そのところでもかなりの量になるのではないかなというふうに思うんですけれども、納められているその埋葬地というのは、それがどこで、どのような処理がされたか。先ほど、故人の尊厳や御遺族の気持ちという答弁がありましたけれども、また、そのほかに環境問題ということから、問題がないということを確認をされていますか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） 残骨灰をどこでどのように処理されているかということでございますが、残骨につきましては、愛知県豊橋市にあります株式会社三豊により、愛知県新城市にあります寺院で賢居禅院の納骨室に納められていることとなります。それにつきまして、報告写真により確認をしております。それで、また、この寺院には今後の納骨に備えた用地が確保されていると確認をしております。

以上です。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 新城市のお寺だということで、お寺は、そういうところには当然いいなと思うんですけれども、お寺にもいろいろあるんですけれども、その敷地の面積、そういうものも、先ほど写真で確認はされたと言いますけれども、その面積等についても確認はされていますか。十分この量が確保できる、あるいはそのほかの業者の処理も行っているかもしれませんけれども、そういうもので十分だというふうに確認は

されていますか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） 今回の面積に関しましてはちょっと把握はしておりませんが、納骨地に今後100年分の納骨場所が確保されているとは聞いております。

以上でございます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） かなりの長い年数だと思うんですけども、それは写真でも結構だと思うんですけども、またぜひ確認をしておいてください。

次に、斎場の火葬業務の委託業者、年間1円で契約をしているということなんですけれども、この委託業者との契約というのは、見積もり合わせなのか、それとも数者からの見積もり、つまり入札からなのか、どちらでしょうか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） 今回の見積もり合わせかということにつきましては、残骨灰の取り扱いをお願いしている専門業者でございますが、本組合、またはほかの自治体が設置しております火葬場において、残骨灰取り扱いの実績のある6者による見積もり合わせで決定をしております。

以上です。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 6者ということですが、信頼できる業者6者からということになると、見積もり合わせということになると思うんですけども、この6者で各者の見積もり金額はどのくらいだったんでしょうか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） 金額に関しましては、1円ということになります。

以上です。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 6者が全部1円で見積もりを出してきたということだと思っ
てはすけれども、この契約業者を全部1円だということになったときに、6者の中のど
れが一番信頼できるかどうかという、その判断基準はどこですか。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） 先ほど答弁させていただいたとおり、残骨灰、実績のある6者
ということで、うちのほうが指名をさせていただいて、結果が6者とも1円の見積もり
であったため、くじ引きにより決定をしております。

以上です。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） わかりました。

そうすると、今、契約している、委託されている業者以外にも、今までも1円でずつ
とやられてきたのかもしれないけれども、ほかの業者が、くじ引きだったらどの業者
になるかわかりませんよね。そのときにも、先ほど言った埋葬地の問題だとか、そうい
うところについても確認をされているということでもいいですか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） 先ほども御答弁させていただきましたけれども、組合またはほ
かの自治体が設置をしているという、そういう実績のもとに指名をさせていただいてお
りますので、その辺のところは大丈夫だということで指名をさせていただいております。

以上でございます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） わかりました。

先ほどから答弁の中にもありましたように、本当に故人の尊厳とか、そういうところ
にかかわる問題になってくると思いますので、その確認は今後もしていただきたいと思
います。

次に、今のその委託業者は、ここの志広組だけの残骨灰を委託されているということ
じゃないというふうに聞いていますけれども、その業者は幾つの施設からその受け入れ

をしているんですか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） うちのほうでお願いしておりますこの専門業者でございますが、110自治体が設置しております114斎場から受け入れを行っているということで聞いております。

以上でございます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） これが本来の質問ではないのですけれども、合計で114の斎場から集めると、年間どのくらいの量の人骨灰の処理を行って、年間回収する有価金属はどのくらいの量で、その売却益がどのくらいだということは確認されていますか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） その量でございますが、その専門業者は年間約320トンの残骨灰を取り扱っているとは聞いております。これは、平成28年度の実績です。

それで、あと、有価金属の量や金額につきましては、ちょっと把握はしておりません。

以上でございます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） 金額がどうこうという問題じゃないんですけれども、かなりの量をやっているということで、先ほど最初の質問のときにしましたけれども、17キロ回収して売却益が約1,800万円というところがありますから、かなりのものだと思います。

葬儀に当たって、遺族にとっては残骨灰の処理まで検討する、そんな余裕は多分ないと思います。しかし、この昨今の報道、最近でもテレビの何か特集でやられているみたいですが、その報道から、こういう取り扱いについて気にされる方、その遺族直接ではなくても、友人だとかそういうところから、そういうことについての気にされる方もあるんじゃないかというふうに思いますけれども。私自身も、その残骨灰というのは人の体の一部なので、先ほど答弁のあったように、尊厳ある扱いが必要だと思います。

葬儀や火葬というのは、家族のきずなを確認して、命の大切さを伝えるものだと私は思っています。今言われた埋葬地に納めることが遺族感情に適合していると思いますが、御遺族に対して、こういう残骨灰の中の有価金属、そういうものについて、どういう扱いをするかということについては、どこまで知らされているでしょうか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） どのようなお取り扱いをさせていただいているかということに関しましては、お取り扱いがあった場合は、埋葬までの方法や埋葬地についてのお知らせをすべきだと考えておりますが、今のところ、一般の方からお問い合わせということはありません。だものですから、今のところはうちのほうからお知らせをしているということはありません。

以上です。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） ちょっと難しいところだと思うんですけども、遺族の方から、私もそうですけれども、人工骨を入れているだとか、そういうものについて、遺品としてとっておきたいだとか、そういう要望があったときには、それはそういう処理をされてもらえるということによろしいですか。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） そのような事前にお問い合わせ等あった場合については、その御遺族様のお気持ちのとおりということがやらせていただければと思います。

以上でございます。

○3番（杉田源太郎議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 杉田議員。

○3番（杉田源太郎議員） そういう要請があった場合には、できるだけ、できるだけとか、必ずそれに沿って対応していただきたいと思います。

最後に、動物の火葬の関係なんですけれども、これは、再質問ということではないんですけれども、先ほど答弁の中にもありましたけれども、長年連れ添って生活をともにしてきたその動物たちですので、家族同然の、それ以上の愛着を持ってきた子供たちと

永遠のお別れだと思えます。動物専門の葬儀もふえています。しかし、思いは同じでも、やはり料金の関係から、こちらの志広組のほうの葬儀を選択される方も多いと思えます。命あったものが骨という別の形になる、この火葬という場所こそが、やはり最後のお別れの場だと私は思えます。また、交通事故で命を落とす飼い主のない動物、この取り扱いは別かもしれませんけれども、その子たちの処理もされたいと思えます。今後も遺族が見ていようといまいと、丁寧な取り扱いを今後も続けていただくことをお願いして、一般質問を終わります。

○議長（齋藤寛之議員） 以上で、通告による一般質問は全て終了いたしました。

これで、一般質問を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

11時、再開いたします。

午前10時51分 休憩

午前10時59分 再開

○議長（齋藤寛之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

○議長（齋藤寛之議員） 日程第2．認第1号、平成28年度志太広域事務組合一般会計歳入歳出決算認定についてから第13号議案、平成26～29年度新斎場建設工事（建築工事）請負契約の一部を変更する契約の締結についてまでの4議案を一括して議題といたします。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

2番 石井通春議員。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

（登壇）

○2番（石井通春議員） 第12号議案、志太広域事務局組合斎場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、質疑をいたします。

この議案は、来年2月予定の火葬場の供用開始に伴い、火葬代、斎場会館の使用料ですとか葬祭器具などの葬儀にかかわる一連の使用料の料金の改定を行うというものです。

まず、議案説明会のときに、当局の説明ですと、負担の公平性、それから、施設の維

持管理といった値上げの際の常套句がごとの説明をされておりましたけれども、何と比較しての公平かと。そして、施設の維持管理のための値上げということは、現行の料金で維持管理ができないという理由が実際にあるのかということをもまず1点目として伺います。

そして、同じく、この議案説明会のときに、将来、葬祭式場、それから、葬祭器具使用料も改定するという旨の説明がございました。これは実際に行われるのかどうか。だとすれば、予定額及びその理由は何かということの御説明をお願いしたい。

最後に、市外に住所を有する方の火葬場の使用料が約10倍の値上げになっておりますけれども、やむを得ず本斎場で火葬せざるを得ない事情の方も、そして、かつ支払い能力のない方も当然あるわけがございますけれども、こうした方に対する扱い、これはどうなるのかという3点について、質疑をいたします。

よろしく申し上げます。

- 事務局長（伊藤弘己） 議長。
- 議長（齋藤寛之議員） 事務局長。
- 事務局長（伊藤弘己） 石井議員にお答えします。

標題1、第12号議案の1項目め、負担の公平性と使用料の見直しについてですが、今回の使用料の見直しは、サービス利用者には行政サービスの公益性を十分考慮した上で、受益者としての負担を求めることで利用しない人との公平性を確保しようとするものであります。

新斎場会館は、最新設備を導入し市民サービス向上に努めたため、委託料や光熱水費など、施設の維持管理に係る経費の上昇が見込まれますが、二市に住所を有する方の申請による人体の火葬については、これまで同様無料にするなど、市民負担の軽減にしっかりと対応した上で使用料の見直しを行っております。

次に、2項目めの葬祭式場、葬祭器具使用料の改定と予定額及びその理由についてですが、平成31年9月の新葬祭式場供用開始の予定に合わせてるとともに、現行の使用形態にあわせて、平成31年年3月議会定例会に条例改正案を提出したいと考えております。

具体的に、葬祭式場の使用料は、葬祭式場使用者の全ての方が葬祭器具を使用していたこと、また、今回の葬祭器具が仏式、神式ともに使用でき、区別する必要がなくなったことから、葬祭器具を葬祭室使用料に含めようと考えております。

なお、使用料については、市民負担の大きな増加につながらないように考慮してまいり

たいと考えております。

最後に、3項目めの支払い能力のない二市以外の方の火葬場利用料についてですが、斎場の設置及び管理に関する条例施行規則において、火葬場の利用を申請する方が生活保護者、また、管理者が使用料を納付する資力がないと認めた者などに該当する場合には、使用料を免除するものとしておりますので、この規定により対応することになります。

以上、御答弁とさせていただきます。

○2番（石井通春議員） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） 確認させていただきたいと思います。

まず、負担の公平性というところでございますけれども、主に、最新設備の経費の上昇分といったものがあつたわけですが、もちろん新しくなるわけなんですけれども、実際は値上げとなっておりますが、この金額が具体的に提案されておりますけれども、この金額との具体的な関連性ですね、最新設備との。そういったところの説明ができるかということ。

そして、葬祭式場についての将来は、平成31年3月議会に条例を出すということで、恐らく上がるんじゃないかなというふうに、上がるとは言いませんでしたけれども、条例を出す以上は、そういう改定がなされるかというふうに思いますが、その値上げはしないというふうに断言はなされませんでした。市民負担への増加への考慮といったことを言われましたが、これはどういうところの、その際の市民負担への大きな増加への考慮というものは、その中身ですね、この中身を御説明願いたいと思います。

そして、現在、身元確認ができない方、放っておくわけにいきませんので、やむを得ず焼津の斎場で火葬しなきゃいけないというケースも、ちょっと確認いたしましたら、年に二、三回はあるというような話も聞いておりますけれども、その際は、とりあえず、もう火葬しなきゃしょうがないので、火葬して、その後、身寄りがわかった場合は、その身寄りの方に請求をするということをして、わからなかった場合は、もうしょうがないので埋葬までするという処理をされているということでございますけれども、改定で、この点については、ごくまれなケースですけれども、約10倍になるということですが、一律にそういうケースでも10倍の請求をするかどうかと。それとも財力を考慮して対処することをするか。規約に基づくということですが、規約に基づくということは、

この対処をするということですが、財力を考慮して対処するかということです。

最も確認したい点なんですが、火葬代無料の維持ですね。市内の方です。これが一番多くの住民に直接かかわることなんですが、今回の改定では、無料を無料のままにするということの改定は維持の提案になっておりますけれども、ここが一番確認をしたいわけですが、私たちが求めてきて、これを無料にさせていただいたという経緯もあるというふうに聞いておりますが、この点を維持されるかどうかということですね。市内の火葬代の無料の点ですね。最後、ここが一番確認したいわけなんですけれども、あわせて4点になりますけれども、その点のお答えをよろしくお願ひしたいと思います。

○事務局長（伊藤弘己） 議長。

○議長（齋藤寛之議員） 事務局長。

○事務局長（伊藤弘己） まず、最初の最新設備の関係になりますが、新斎場会館におけます最新設備の導入といたしましては、周辺環境への影響を最小限に抑えます最新の火葬炉の導入、それから、バリアフリー化のためのエレベーター台数の増加などがあります。火葬炉で排ガスを清浄にするための集塵設備に電気を必要とするなど、電気料の上昇が見込まれます。このような経費の上昇によりまして、火葬場の使用や待合室の使用に関する原価が上昇するため、使用料の見直しを行っているところであります。

それから、2点目の葬祭式場の関係でございますが、葬祭式場と葬祭器具の使用料につきましても、火葬場の使用料と同様に、使用1件当たりの維持管理経費であります原価を算出しております。これを基礎に使用料を算定することになりますが、この使用料の算定に基づきました結果が市民負担の大きな増加につながるものであった場合には、過度の負担が生ずることのないよう十分考慮してまいりたいということでございます。

それから、あと、身元の確認ができない方の関係でございますが、故人が身元不明である場合の火葬につきましては、市の福祉部局によります申請となりますので、関係市内に住所を有する者の申請であるため、火葬場の使用料は無料ということになります。

それから、故人の身寄りの方が見つかり、その方が二市に住所がない方の場合には火葬場の使用料を納付していただくということになりますが、その方が生活保護者、また、管理者が使用料を納付する資力がないと認められた者などに該当する場合には、規則において使用料を免除するものとしております。ですから、この規定に対応することということになります。

それから、次の二市に住所を有する方の人体の火葬につきましては、今回の見直しに

おきまして、これまでと同様、無料として今回も提案をさせていただいておりますので、現在のところは有料にするということは考えてはございません。

以上でございます。

○議長（齋藤寛之議員） 石井議員。

○2番（石井通春議員） わかりました。

細かいところで不十分な点もあったと思いますけれども、一番肝心なところの市内の火葬代の無料については、現在、値上げは考えていないといったところは大きなところで確認ができたというふうに思いますので、以上で閉じたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（齋藤寛之議員） 以上で、通告による質疑は全て終了いたしました。これで、質疑を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

なお、この休憩の間に、ただいま上程中の4議案に対して討論のある議員は、議長まで通告願います。

午前11時12分 休憩

午前11時13分 再開

○議長（齋藤寛之議員） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいま上程中の4議案に対する討論に入るのでありますが、討論の通告がありませんので、討論はないものと認めます。これで、討論を終わります。

これより、順次採決いたします。

まず、認第1号をお諮りします。認第1号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤寛之議員） 起立総員であります。

したがって、認第1号は認定することに決定いたしました。

次に、認第2号をお諮りします。認第2号を認定することに賛成の議員の起立を願います。

（賛成者起立）

○議長（齋藤寛之議員） 起立総員であります。

したがって、認第2号は認定することに決定いたしました。

次に、第12号議案をお諮りします。本案はこれを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（齋藤寛之議員） 起立総員であります。

したがって、第12号議案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、第13号議案をお諮りします。本案はこれを原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を願います。

(賛成者起立)

○議長（齋藤寛之議員） 起立総員であります。

したがって、第13号議案は可決することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで会議を閉じ、平成29年10月志太広域事務組合議会定例会を閉会いたします。

皆様、御苦労さまでした。

午前11時15分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

議

長

齋藤寛之

会議録署名議員

小林和彦

会議録署名議員

水野明

付 録

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(2) 石 井 通 春 議 員 (質問方式 一問一答)	「質問」 1. 両環境管理センターの新設整備について (1) 8月29日可決された債務負担予算について、今後両市が負担する分担金の提示方法及び提示額の算出方法(両市の起債見込み、交付金見込み、償還年数、充当率など) (2) DBO方式の一括発注と組合自ら実施する場合との比較94.94%算出の根拠 (3) 地元住民との合意の進め方は、これまで同様新設を約束したものとするか。それとも設備の維持が出来る限り修繕等で市民負担をかけずに進めるものとするか (4) 施設の新設は、地元住民以外の両市民への説明はなされていたか環境影響評価の進捗状況について	管理者

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
(3) 杉 田 源 太 郎 議 員 (質 問 方 式 一 問 一 答)	「質問」 1. 人体火葬後の残骨灰処理、動物の死体火葬について (1) 斎場における残骨灰の量、処理方法、処理費用はどのようにされているか (2) 残骨灰に含まれる有価金属回収はされているか。 (3) 残骨灰処理のあり方について組合としての考え方はどうか。 (4) 動物の死体火葬は平成 27 年度 2305、平成 28 年度 2155 体だが火葬方法は火葬後の処理はどのようにされているか。 (5) 動物の死体火葬費用は小型種、大型種の区別はないが今後も変わらないか。 また飼い主のない動物の死体処理は何件でその費用負担はどうしているか。	管理者

平成29年10月組合議会定例会議案質疑者及び質疑要旨

(発言順) 1

議員 氏名	発 言 要 旨	答弁を求 める者
<p>(2)</p> <p>石 井 通 春 議 員</p> <p>(質問方式一括)</p>	<p>「質疑」</p> <p>1. 第12号議案志太広域事務組合の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について</p> <p>(1) 議案説明時「負担の公平性」「施設の維持管理」の改定として何と比較しての「公平」か。また現行の料金で維持管理が出来ない理由は何か</p> <p>(2) 葬祭式場、葬祭器具使用料も改定する旨の説明もあったが、それは行われるのか。予定額及びその理由は何か。</p> <p>(3) 市外に住所を有する者の火葬場使用料が約10倍に値上げとなっているが、やむを得ず本斎場で火葬せざるを得ず、かつ支払い能力のない人に対する扱いはどうなるのか。</p>	<p>事務 局長</p>